

平成24年2月27日

於：三番町共用会議所2階「大会議室」

# 水産政策審議会 第55回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第55回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年 2月27日 13時00分

閉会 平成24年 2月27日 15時25分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥村 保之	佐藤 信幸	鈴木 徳穂	長屋 信博
	東村 玲子	山川 卓	山下 東子	山根 香織
特別委員	安部 敏男	小川 栄	風無 成一	金田 一義
	高橋 健二	能登 博之	野村 俊郎	濱田 武士
	宮島 英雄	八木田 和浩	柳谷 法司	米田 清

3 参考人

石塚北海道水産林務部水産局漁業管理課長

鎌田南かやべ漁業協同組合長

4 水産庁側出席者

高島資源管理部長

木實谷増殖推進部長

橋本漁港漁場整備部長

新井企画課長

丹羽管理課長

長谷漁業調整課長

内海漁場資源課長

前栽培養殖課長

本田防災漁村課長

熊谷資源管理推進室長

5 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 議	事	.....	2
(諮問事項)			
諮問第 210 号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条		
	第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	.....	2
諮問第 211 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます		
	流し網漁業（太平洋の海域）の公示について	.....	2 4
諮問第 212 号	水産資源保護法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく		
	平成 2 4 年度の遡河魚類のうちさけ及びますの		
	個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センター		
	が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	.....	2 5
(審議事項)			
①	我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正について	.....	2 8
②	海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発		
	及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について	.....	3 0
(報告事項)			
	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量等について	.....	3 3
	TAC 設定対象魚種について	.....	3 6
(そ の 他)		.....	4 1
3. 閉	会	.....	4 1

○管理課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから「第 55 回資源管理分科会」を開催させていただきます。

恐縮でございますが、マイクの関係がございますので、座ってやらせていただきたいと思いますのですが、私、管理課長の丹羽でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。出席予定の委員は 8 名で、お二方ほど遅れておられるようでございますが、現在も 6 名の委員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。資料が非常に多くなっておりまして、恐縮でございます。議題ごとに資料がまとまっておりますので、参考資料とか、そういうものが続けた形になっておりますので、封筒に入った形でそろえておいていただいた方が便利かと思っております。

まず、資源管理分科会の会議次第。

それから、資料一覧という裏表の紙でございます。

それから、資料 1 ということで委員名簿。

それから、資料 2 が諮問文。

それから、資料 2 に別紙という横の紙がついております。

それから、資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4 と、これはいずれも横長の紙となっております。

それから、資料 2-5 「スケトウダラ資源の概要」と書いてあるものです。

続きまして、参考資料 1 ということで「TAC（漁獲可能量）期中改定の基本ルール」というものがございます。

それから、参考資料 2 ということで「24 年漁獲可能量（TAC）設定のポイント」というものでございます。

続きまして、参考資料 3 でございます。

それから、資料 3 も諮問文でございます。

それから、資料 4 も諮問文でございます。

それから、資料 5-1 「我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正の概要」です。

それから、資料 5-2、横長のものでございます。

それから、資料5-3、縦長のカラーのものです。

それから、資料6-1「海洋水産資源開発基本方針の策定について」というものです。

それから、資料6-2「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針(案)」と書いてあるものです。

それから、資料6-3がA3の折り込んであるカラーのものです。

それから、資料7-1が「第1種特定海洋生物資源の採捕数量(速報値)」と書いてあるものです。

それから、7-2が「第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量」と書いてあるものです。

それから、7-3が「すけとうだらの漁業種類別漁獲状況の推移」と書いてあるものです。

それから、7-4が「TAC設定対象魚種について」というものでございます。

以上でございます。途中でも、ないものがございましたら、事務局にお申出ください。

あと一点、この会議はマイクを使っただいて御発言をお願いいたします。マイクは緑のところでおん・オフができるということでございます。オンにしたままですとハレーションを起こしたりするということでございますので、申し訳ございませんが、発言が終わりましたら、オンの場合は赤いランプがつかますので、オフにさせていただくことをよろしくをお願いいたします。

それでは、山川分科会長、司会をよろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日は、諮問事項が3件、審議事項が2件、報告事項が1件でございます。非常に盛りだくさんでありまして、たくさん資料が配られておりますけれども、要領よく進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもちまして審議会の議決となります。よろしくをお願いいたします。

では、早速ですけれども、諮問事項に入ります。諮問第210号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ということで、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

なお、23年漁期の期中改定と24年漁期のTAC設定の2つがあるということですから

ども、それらをそれぞれ分けて、後ほど委員の皆様にご意見をいただきたいと思ひます。

また、この諮問事項に関連しまして、本日は水産基本法第 37 条の規定によりまして、北海道から北海道庁水産林務部水産局漁業管理課の石塚課長及び胆振渡島すけとうたら刺網漁業協議会副会長を務められております南かやべ漁業協同組合の鎌田組合長に御出席をいただいております。平成 24 年漁期 TAC の設定に関連しまして、後ほど関連事項の議論の際に御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、管理課長、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 それでは、まず初めに、資料 2 をごらんいただきたいと思ひます。諮問文を朗読させていただきます。

23 水管第 2442 号

平成 23 年 2 月 27 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 210 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 23 年 11 月 25 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

ということでございまして、横長の別紙に今回改正の対照表をつけておりますが、後ほど説明させていただきますので、その部分については省略させていただきます。

先ほど分科会長からお話ございましたように、本諮問には、本年 23 年漁期のスケトウダラ、サバ、ズワイガニの TAC の改定と、それから、24 年漁期のスケトウダラの TAC

設定及び配分という2つの内容が含まれております。まず、先ほど分科会長からございましたように、23年漁期のTACの期中改定等の内容について御説明させていただきます。

参考資料1「TAC（漁獲可能量）期中改定の基本ルール」というものをまずごらんいただけますでしょうか。既に今までのところでも御説明してきておりますけれども、TACの期中改定の仕組みについて簡単に御説明させていただきたいと思っております。

TACの期中改定につきましては、この分科会でも御了承いただいておりますように、基本ルールということで掲げてございまして、真ん中に3つのケースが書いてございます。1つ目のケースが、資源の再評価によりTACを改定するというもの。それから、2つ目のケースは、マアジ、マイワシ、サバ類の浮魚資源について、漁場形成の偏りが生じた場合に配分が不足する都道府県等への追加配分を行うというもの。それから、3つ目のケースが、主たる生息水域が外国水域にあるスケトウダラ資源等について、我が国の水域への直近の来遊状況に応じてTACを改定するという3つがございます。

諮問の内容に移らせていただきますが、まず1点目は、スケトウダラの23年漁期における根室海峡の期中改定に係るものでございます。資料2-2に戻っていただいて、「平成23年漁獲可能量の配分総括表（案）」というものでございます。根室海峡の期中改定のものにつきましては、先ほどの期中改定ルールのケース3、生息水域が外国水域にある資源について、直近の来遊状況に応じてTACを設定するというものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。このグラフが根室海峡のスケトウダラの漁獲量の過去の月別の推移ということで、累計の漁獲量でございます。ごらんいただきますように、黒い実線が23年漁期の実績でございます。今漁期は魚群の来遊状況が非常に良好だということでございまして、漁期末までに採捕の見込み状況を試算したということでございますが、過去の漁獲ベースの平均で引き伸ばしたところ、黒の点線になるということでございます。最終的には、見込みとしまして2万6,000トン程度と予想されるということで、今回、不足する分を追加配分するというところでございます。

スケトウダラの変更部分は、前の3ページをごらんいただきたいと思います。今回のものにつきましては、右上にありますオホーツク海海域というところでございますけれども、その中で、先ほど言いましたように1万1,000トンが今までのTACであったということでございますが、この期中改定によって根室海峡の部分は2万6,000トンに、これはすべて北海道知事管理分にするということで、TACの全量については6万3,000トンから7万8,000トンになるということでございます。

総括表といたしましては、1ページをごらんいただきたいと思うのですが、左上の「すけとうだら」の全体が27万3,000トンから28万8,000トンということで、裏のページに書いてございますが、北海道知事分の配分としまして9万8,900トンから11万3,900トンになるということでございます。

以上が23年の根室海峡のスケトウダラ資源のTACの期中改定についての内容でございました。

続きまして、23年漁期のサバ類の追加配分について御説明したいと思っております。今の資料の5ページをごらんいただけますでしょうか。島根、長崎、鹿児島県の3県のグラフになっております。この3県につきましては、漁期当初より良好な漁場が形成されておりました。今回、赤い実線が実績、点線が見込みということでございますが、それぞれの県で良好な漁獲状況ということで、予想される漁獲量の見込みとしまして、島根県は1万5,000トンが当初のTACでございますが、それが2万2,000トン、長崎県は2万トンが2万4,000トン、鹿児島県は1万9,000トンが2万5,000トンでございます。合計で1万7,000トンの追加配分を行うというものでございます。

全体としましては、1ページに戻っていただきたいと思っておりますが、左側の真ん中にごございます「まさば及びごまさば」のTACの総量69万3,000トンが71万トンになるということでございます。

次の2ページが、ちょっと縦長で見にくうございますが、先ほどのスケトウダラもこのところをちょっと省略したような形になっておりますが、「まさば及びごまさば」の部分で、島根、長崎、鹿児島県について、黄色くしてある部分の増加をするということでございます。

以上がサバ類についてのTACの期中改定の内容でございます。

済みません、先ほどちょっと言い漏らしましたが、サバ類の期中改定につきましては、先ほど御説明したルール2番目のケース、つまり、都道府県における漁場形成の偏りを補正するというケースでございます。

最後に、23年の期中改定等ということでございまして、ズワイガニの日本海におけるTACの変更でございます。23年のズワイガニにつきましては、留保枠というものを設定してございまして、その留保枠を利用して変更するというものでございます。

6ページをごらんいただけますでしょうか。左の上の枠内にごございますように、ズワイガニの日本海海域につきましては、先ほど言いました留保枠は7%でございまして、具体的



には、A海域、これは日本海西部でございますが、そこで308トン、それから、B海域、日本海北部海域でございますが、そこで25トンの合計333トンを留保枠として設定しております。

これにつきまして、関係漁業者の了解に基づいて、例年2月、この時期に、漁獲状況を踏まえて、大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分けをしているということでございまして、今回、日本海西部、A海域につきまして、大臣管理漁業及び富山県、石川県の漁獲が順調だということで、留保枠308トンすべての使用要望があった。その内訳といたしまして、大臣管理漁業129トン、富山県9トン、石川県170トンということでございました。

また、日本海のB海域、北部海域につきましても、山形県の漁獲が順調で、要望があったということで、18トンを追加するというところでございます。

左側の四角にございますように、その結果といたしまして、TAC全体の6,227トンというのは変わらないわけでございますが、大臣管理量としまして4,687トンから4,816トン、それから、知事管理分としまして1,207トンから1,404トンにするということで、最終的な留保枠の残りとしては7トンということでございます。

これも全体のものとしましては1ページに戻ったとおりでございますが、全体のTAC量は変更ございませんので、1ページの右側の大臣管理漁業の数量の変更、それから、2ページ目の各都道府県のTAC配分量が変更になっているということでございます。

以上が23年漁期のTACの期中改定等についての御説明でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

スケトウにつきましては、根室海峡のまたがり資源の量が好調ということで、それに関する改定、それから、マサバ及びゴマサバにつきましては、県による来遊状況の好調をならすといったこと、それから、ズワイガニにつきましては、留保枠の再配分という御説明でございましたけれども、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。東村委員。

○東村委員 失礼します。ズワイガニに関しては留保枠を使つての再配分ということなのですけれども、この留保枠というのをつくっているのはズワイガニだけなのですか。スケトウダラとマサバ、ゴマサバに関しては、TAC自体が変わるということですね。勉強不足で申し訳ございませんが、なぜ違うのかということも含めて教えていただきたいのです。

○山川分科会長 では、事務局から、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 この留保枠を使っているのはズワイガニということがまず1点ございますが、これにつきましては、トン単位で非常に厳しく管理をしているという状況の中で、漁場形成、その年によって、海峡等によりまして非常に不安定だということから、当初からこういった形で漁獲の状況を見ながら、今の時期にこういった調整をさせていただき、関係業者の合意の下にこうさせていただいているということでございます。

もう一点ございますのが、日本海のスケトウダラ資源でございます。これにつきましては、北海道知事管理の中に管理枠というのをつくってやっております。留保枠というのは、このズワイガニの特殊な部分でございます。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ないようですので、これらの期中改定につきましてはお認めいただいたということにさせていただきますとよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

引き続きまして、平成24年のスケトウダラのTACについて、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、先ほどの諮問文の中に含まれております24年漁期のスケトウダラのTAC設定及び配分について御説明させていただきたいと思っております。スケトウダラにつきましては、管理期間が4月から翌年の3月ということで、今回諮問させていただき、ということでございます。

まず、資料2-4「24年漁期TAC(漁獲可能量)設定の考え方」というペーパーをごらんいただきたいと思っております。左側の下に書いてございますように、スケトウダラのTACにつきましては、日本海北部、オホーツク海南部、根室海峡、太平洋という4つの系群に分かれておりまして、それぞれTACを設定しているということでございます。したがって、この系群ごとに、時間の関係もございまして、ごく簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、日本海北部系群でございますけれども、この表の日本海系群のところを見ていただきますとわかりますように、資源状態の水準は低位、次の動向が横ばいということでございます。詳しい資源状況の説明等につきましては、前回の分科会でも説明がございまして

たので、ここでは省略させていただきたいと思いますが、ABC につきましては、従来と同様のシナリオを設定させていただいている。21 年が 9,300 トン、22 年が 9,700 トン、23 年が 7,100 トンでございますが、今回の 24 年の ABC につきましては 7,700 トンとなっております。

それで、TAC の数量でございますが、この ABC の数字は、昨年の 7,100 トンから 7,700 トンということで、若干ながら増えておりますけれども、残念ながら、いまだ資源の回復の兆しが見えないという状況でございます。TAC の数量につきましては、24 年も 23 年と同様に 1 万 3,000 トンとするものでございます。

それから、その配分ということでございますが、2-3 の地図をごらんいただきたいと思っております。3 ページでございます。「平成 24 年すけとうだら漁獲可能量（案）」と書いてございます。図の真ん中に日本海海域となっておりますが、この 1 万 3,000 トンにつきまして、従来どおりの配分で考えて、大臣管理分 6,600 トン、北海道知事管理分 5,900 トン、その他 500 トン（若干）ということで設定をさせていただきたいと存じます。

なお、資料 2-4 をごらんいただきたいと思いますが、備考欄の一番上の「TAC 設定の考え方」の後の「日本海北部系群」と書いてある最後のところですが、先ほど御質問があり、事務局からちょっとお答えしましたが、括弧内に「北海道知事管理分の一部（1,000 トン）については留保」ということで、日本海北部系群のスケトウダラについては、従来、北海道知事管理分の中で留保枠を設定していただいているということで、その旨を書かせていただいているというものでございます。その両方分を含めまして、北海道知事管理分は 5,900 トンになるということでございます。

続きまして、オホーツク海南部について御説明させていただきたいと思っております。資料 2-4 をそのままごらんいただきたいと思っております。2 番目のオホーツク海南部系群、資源状況は低位、増加ということでございます。この系群につきましては、先ほど根室海峡でもちょっとお話ししましたが、ロシア水域とまたがって分布をしているということで、ABC の算定は行っていないということでございます。

また、TAC の設定についての考え方でございますが、根室海峡と同様に、過去の最大漁獲量を TAC として設定しているということでございます。実を言いますと、この 23 年漁期がどうも直近の中では一番漁獲量が多いと見込まれているということでございまして、そういった意味では、まだ 23 年漁獲量が確定していないという状況になってございます。このため、24 年漁期の TAC は、23 年を除く前の最大の漁獲量であった 22 年漁期

の漁獲実績が3万6,600トンでございまして、これをベースに3万7,000トンとさせていただきたいと思っております。ただ、23年漁期の漁獲量が確定するのが本年5月ごろとなりますので、そのときに本来といいますか、24年の正式なTACを設定させていただきたいと考えております。

なお、このオホーツク海南部のTACはすべて大臣管理分でございます。

続きまして、根室海峡でございます。同じく資料2-4をごらんいただきたいと思いますのですが、低位・横ばいという資源状況でございます。この資源につきましてもABCの設定はせず、TACにつきましても、先ほどのオホーツクと同様に過去の最大の漁獲ということでございます。先ほどまさしく期中改定で想定したTACをお示ししましたけれども、まだ漁獲量が決定していないということでございますので、今回、最大値の漁獲量としましては、22年漁期の実績1万1,960トンをベースに1万2,000トンとさせていただきたいということでございます。これはすべて北海道知事管理分でございます。根室海峡につきましても、先ほどのオホーツクと同様に、本年5月ぐらいに正式なTACの設定をしたいと考えております。

最後に、太平洋系群でございます。資源状況は、ここでございますように、中位・横ばいということで、ABCは前年と同様のシナリオを採用し、前年は14万9,000トン、今回は15万2,000トンとなります。TACの数量でございますが、これも漁業経営の影響等も勘案してABCは若干伸びておりますけれども、前年と同様のTAC、17万1,000トンとしたいと存じます。

なお、23年のところに基本数量17万1,000トン、先行利用4,000トンと書いてございますが、これは、その前の年に先行利用を認めて4,000トンを使用し、その分が減ったということで16万7,000トンになっているということでございます。その観点からいきまして、この資源につきましても、23年漁期に先行利用分、北海道知事分が1万トン、刺網漁業ということで、それから、沖底分として1,000トンが認められております。今の時点でこれを使用する見込みはないということではございますが、万一、先行利用が行われた場合には、23年漁期のTACと同様に、この実績が固まる5月の段階で必要に応じて当初の17万1,000トンか、先行利用分の使用したTACを差し引くことにしたいと考えております。

それから、TACの配分ということでございますが、また資料が飛んで申し訳ございませんが、資料2-3の3ページの先ほどの地図をごらんいただきたいと思います。太平洋

のところでございますが、17万1,000トンに対しまして、大臣管理分10万1,000トン、北海道知事管理分6万8,000トン、その他知事管理分、若干ということで2,000トンとしております。

以上、スケトウダラ4系群について、24年漁期のTACについて御説明しましたが、これらについて総括しますと、資料2-3の1ページでございますように、沖合底びき網漁業大臣管理分については、日本海6,600トン、オホーツク海3万7,000トン、太平洋10万1,000トンということで、合計14万4,600トン、それから、知事管理分を合わせました全体のスケトウダラのTACということでは23万3,000トンになるということでございます。よろしいでしょうか。

この内容につきましては、本年1月25日、札幌でスケトウダラTAC設定に関する意見交換会を公開にて開催いたしまして、漁業者、流通加工業者などの参加の下、意見交換を行いました。北海道の漁業者から、漁業者の現場の意見をしっかり聞き、関係機関が連携してしっかりした資源評価を行ってほしいというような貴重な御意見をいただきましたが、内容的には御了解をいただいたということでございます。

また、パブリックコメントも本件について行いましたが、意見はなかったということでございます。

それでは、その総括的なものをごらんいただきたいと思います。資料2-1でございます。今回諮問をした内容は、23年の期中改定、それから、24年度のスケトウダラのTACということで、黄色く示した部分についてのものございまして、この内容が先ほどの諮問文、別紙に記載されているということでございます。

諮問第210号に係る説明は以上でございますが、24年漁期のスケトウダラTACに関連する事項といたしまして、先行利用の件につきまして、併せて御説明をさせていただきますと思います。

参考資料3をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。「スケトウダラ（太平洋系群）TACについて」ということで、第48回の資源管理分科会で御了承いただいた資料でございます。この資料に基づきまして、平成22年漁期からスケトウダラの太平洋系群について、次の年のTAC部分で先行利用して、使った部分のTACは翌年のTACから減らすというようなルールを導入させていただいたということでございます。

北海道沿岸のスケトウダラのTAC管理を円滑に行うため、現在まで2年間実施をしてきているということでございますけれども、この北海道の太平洋系群につきましては、こ

の間、非常に高い来遊状況が継続しているということでございます。この先行利用は、来遊状況に応じた操業が実施できる点では、漁業の現場から一定の評価を得ており、22年漁期は、先ほど申しましたように、同管理方式が有効に機能して、4,000トンが先行利用という形で利用されたということでございます。

本年も、先ほど申しましたように、1万トンを北海道知事管理分、1,000トンを大臣管理漁業分ということで、先行利用枠として設定したわけでございますが、関係漁業者がTACの有効利用を図るために、漁期開始前に協議を重ねて、漁期当初、10月の操業を極めて限定したということで、11月以降に操業を本格化させる体制を構築したということでございます。

しかしながら、結果として、抱卵個体が従来にない早期の来遊があったということで、本格操業を北海道の沿岸漁業者の方々が11月に行ったわけですけれども、スケトウで操業が限られたということから、先行利用枠を利用することなく漁期を終了する可能性が高いという状況になっております。

このような経験を踏まえまして、TAC管理の下で、更に円滑な操業を確保するために、引き続き高い来遊が見込まれる場合には、5月ごろの段階で先行利用を認め、TACの有効利用に向けた関係者間での協議を推進するとともに、漁期初めの来遊や抱卵状況に応じて、先行利用枠を含め、資源の合理的な利用を進めたいと考えております。このため、今回ではございませんが、5月に予定されている次回資源管理分科会において、先ほどお示しした先行利用枠のルールを一部修正したいと考えております。本日はその趣旨をまず御説明するとともに、併せまして、この後、北海道の関係者の方々から御意見をお聞きしていただきたいと存じまして、その機会を設けさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 では、事務局からの説明と関連しますので、先行利用について、引き続き、石塚課長、鎌田副会長から御発言をお願いしたいと思います。

○北海道庁水産林務部水産局漁業管理課長 北海道庁で漁業管理の仕事をしております石塚でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、座って説明をさせていただきます。

先行利用制度につきましては、ただいまお話がありましたとおり、漁獲データなどを基にした迅速な再評価体制が整備されるまでの間の措置として、来遊状況に大きな変化が認められる場合に発動される、いわばTACの計画的利用が難しい場合に備えた仕組みであ

と思うでございます。私ども水産試験場の計量魚探やトロール調査の結果、あるいは23年漁期の漁獲物の年齢組成調査などによりまして、24年度の漁期以降につきましても、引き続きまとまった来遊が期待できるものと考えてございます。

この海域は、所属する船団が違い、更に、所属する組合まで違うという漁業者、500隻余りの漁船が、操業開始日を遅らせたり、あるいは月別の漁獲量の上限を定めたり、また漁具を半分にし、更には休漁日までを設けている。こうした漁獲抑制の努力を続けながらも、昨年、一昨年のようにTACの消化が思ったよりも早く過ぎて、盛漁期を残して漁期を終了せざるを得ない状況になりましたり、また、今漁期のように、先ほどお話がございましたとおり、産卵の時期が考えていたよりも早くて、取り控えをしているうちに魚群が分散移動してしまって、取る時期を逸してしまったようなこともございまして、TACを十分に消化しないまま現在に至っている。こうしたことで、TACの計画的な利用というものが大変難しい状況にございます。私ども、残したTACは、欲を申し上げれば、翌年のTACの中で使わせていただければいいなとは思いますが、返済を前提としている今の先行利用であることも御考慮いただきながら、関係漁業者が安心してTACの計画的な利用に取り組みますように、あらかじめ先行利用を配分していただくようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、鎌田組合長、よろしく願いいたします。

○南かやべ漁業協同組合長 ただいま御紹介をいただきました北海道の鎌田でございます。

国の大変大事な政策を決めるこの会議に漁業者を代表して発言の機会を与えていただいた水産庁、そして政策審議会の委員の皆様方には、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から発言をさせていただくわけでございますけれども、平成23年度につきましては、御案内のように大変しびれが厳しく、そして海も非常に荒れているという厳しい環境の中で、平成23年度の漁も間もなく終わるわけでございます。冒頭、課長からも御紹介ありましたように、そのような厳しい漁業環境の中にありまして、23年度の漁期の取組みにつきましては、当初から休業日を多くしたり、また、持ち出しを半分に制限するなど、漁業者はTACの早期消化を防ぐため、最大限の努力をまいりました。

その中にありまして、具体的に申し上げますと、盛漁期の操業確保のために、大部分の地区におきましては、限られた操業期間を大幅に1か月も遅らせ、更には毎月の漁獲量上限を定め、更には、課長からもお話がありましたように、沖合で500以上の船が連絡を取りながらTACの計画的利用に努力をした結果、漁獲量に関しましては、盛漁期の悪天候、そしてまた当初から予定もされてございましたけれども、魚価安という状態が続きまして、操業できない人が多くなったことや、翌年以降の資源の保護などを考えながら、1月以降の抱卵後の魚の傾向を見ながら、取り控えを行いながら、結果として23年度漁期につきましては、先行利用をすることなく漁を終わる見通しでございます。

23年漁期につきましては、当初から例年になく成熟魚が多いなど、資源の状況につきましては大きな変化がございます。また、3歳魚以下と見られる若年魚が他の魚種の中で、混獲などでも例年より非常に多いとの声が各地の漁業者から寄せられているところでもございます。このことによりまして、私ども漁業者としましては、24年以降も4歳魚、5歳魚の大量の来遊が見込まれるという確信を持ってございます。そのような観点から、何といたしましても漁業者が操業しやすい操業体制を夏ごろまでに検討しておく必要があるために、是非とも先行利用枠の配分をお願いをするものでもございます。

せっかくの機会でございますので、24年のTACにつきましても若干発言をさせていただきます。24年のTACの案につきましては、先般、1月の札幌の説明会で伺ってございますけれども、漁業現場におきましては、3年も大幅な漁獲抑制の下で好漁が続いているところでもございます。資源量も非常に多く、3歳魚以下と見られる若年魚も他の漁業の混獲で例年になく多く見られているものでもございます。このため、漁業者としましては、これまでの水研センターの説明に一定の理解は示すものの、再生産効率が低く、ABC漁獲可能性が低く抑えられているとの説明に対し、全く信じられないというのが率直な気持ちでございます。何ゆえTACを増やす程度のABCにならないのか、浜全体が本当に不思議に感じている実情を申し上げさせていただきます。

また、資源状況につきましても、今年8月ごろに再評価があると思うわけでございますけれども、昨年同様、何としても再評価の結果を基にしたTACの早期の見直しを改めてお願いするものでもございます。

最後になりますけれども、漁村地域や漁業の代表者の発言として聞いてもらいたいわけでございますけれども、各業界の船団長というのは漁師の花形でございます。いかに船団長の指揮の下に効率のよい水揚げをするか。しかしながら、今、道南、太平洋海域におき



ましては、TAC の制度がありますだけに、TAC を否定をするものではございませんけれども、沖合に出て指揮を取る船団長が、今、非常に困難を極めているのが現状でもございます。

また、そのような中におきまして、スケソウ漁業経営を柱とする漁業者の中には、TAC による漁獲の抑制や、非常に急激な魚価安による経営悪化などから、将来を悲観し、ここ数年間の中でも何十隻もの廃業が出ております。また、潜在的な廃業というものはかなりのものであるのかな、私は浜の責任者として、そんな思いをしているところでございます。

この TAC 制度につきましては、今更私から申し上げるまでもなく、社会経済の要因や、漁業経営も考慮するとして平成 9 年に設定されたものと思っているわけでございます。そのようなことであれば、今年度のように東日本大震災に端を発しました福島原発の放射能による風評被害、更にはスケソウの世界的な供給量増大に伴う魚価安、更には現場の漁業者の窮状や、漁村地域の疲弊は、まさしく社会経済的な要因であり、このような国難とも言われるときに、社会的経済要因を加味せずに、どのようなときに社会的要因を考慮できるのか、国でも真剣に考えていただきたい、このように思っております。

このようなことから、何としても最低でも 1 万トン余りを増やしていただきたい。現在、北海道知事管理枠 6 万 8,000 トン程度でございますけれども、24 年当初はやむを得ないとしながらも、今後におきまして、社会経済的要因を最大限考慮していただいて、北海道分として 8 万トン単位程度のものがあれば、私は何とか漁業者の廃業などに歯止めがかかるのではないかと考えているところでございます。今後、是非とも検討をお願いしたい。

また、毎年国に要望しているわけでございますけれども、漁期中の調査データを用いた資源の臨時評価や、再評価を配慮した TAC の期中改定ルールについてや、資源、沿岸刺網漁業者、大臣管理量等の配分につきましても、国が主体となりまして、スピード感を持って進めていただくことを改めてお願いを申し上げながら、私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま、石塚課長、鎌田組合長から非常に貴重な現場の御意見をいただきました。先ほどの平成 24 年 TAC の設定に関する事務局からの御説明、それから、ただいまのお 2 人からの先行利用に関する御意見があったわけでございますけれども、議論をするに当たりまして、系群に分けて順番に議論をしていきたいと思っております。まずは日本海系群につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 1点、確認なのですが、資料2-4の中期的管理方針の中で、日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指し管理を行うというような書き方をしているわけです。一方、右側の備考欄では、TACの考え方、北部系群ですけれども、資源が低位・横ばいになるけれども、漁業経営における依存度が非常に高いという、今の北海道さんのお話もございました。そんなことなので、前年同期と同じ1万3,000トンというような書き方なのですが、基本的には、歯止めをかけるのであれば、もっと少ない方がいいかなとは思うのですけれども、経営のことがございますので、やむなしとされているのです。ただ、この括弧書きの知事管理分の一部、1,000トンについては、もしも取れない場合は、この分については北海道さんは遠慮していただきますよということで理解してよろしいのですか。

○山川分科会長 事務局、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 御質問の趣旨でございますが、この1,000トンにつきましては、あくまでも原則的には利用しないという形をお願いしております。ただし、北海道の日本海側というのは非常にさまざまな漁業でスケソウを細かく取っているという状況がございます。そういったところから、やむを得ず漁獲状況等から使用する必要があるということについては、慎重に道の中で判断していただくということをお願いしているところでございます。

なお、今年度につきましては、非常に漁獲状況が悪かったということで、1,000トンを使う見込みは全くないということでございます。

併せて、この海域につきましては、スケトウダラの資源が悪いということでございまして、沖合底曳網、それから、沿岸の方の漁業者も、共同して資源回復計画に從來から取り組んでまいりました。本年度で回復計画という仕組みは終わりますが、今後、新しい資源管理計画という仕組みの下で引き続きそういった努力をするということが前提でございます。あくまでもこの1万3,000トンというのは、社会的・経済的な影響を考慮してのものでございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして、オホーツク海及び根室系群につきまして、よろしくお願いいたします。風無委員。

○風無特別委員 北海道機船連の風無でございます。

昨年もお願ひしたのですが、オホーツク海のスケソウの系統群はまたがり資源であると

ということで ABC が出されていない。そういうことで、期中改定もそれなりにしていただいているのですが、このスケソウの一番の搔き入れ時が夏でございまして、その間にある程度消化しなければ、冬になれば、今のように氷が来てしまうということです。ですから、見直しについて、前年ちょっと滞りまして、夏の間の大事な時期に操業の空白期間が生じました。今年は、資源がたくさんあるということが認められたら、できるだけ迅速に、操業に空白を来さないように改定をしていただきたいと、このようにお願いしたいと思っております。

○山川分科会長 これにつきましては、丹羽課長。

○管理課長 本件につきましては、先ほど御説明しましたように、オホーツク海、それから、根室海峡の部分については、次回資源管理部会、5月ごろの開催予定でございまして、そこで提示をさせていただきたいと考えております。

○山川分科会長 ありがとうございます。

あくまでも現在は 22 年の漁獲ベースなわけですが、23 年度の漁獲量の数字が出次第、できれば5月ぐらいにということで、見直しをするか、しないか、そういったことを検討していければと、そういうことでございます。

○資源管理推進室長 ちょっと御説明いたします。まず第1点目が、今年度の漁獲実績が4月、5月にまとまりますので、それをベースに5月に一旦設定しますが、過去から比べて水揚げ状況が非常に好調だということであれば、その段階でできますが、それができない場合については、その後の様子を見ながら、時期を逸しないようにやる。昨年の例ですと9月に期中改定を行ったということで、今の風無委員の御発言にあったようなことがございましたが、今年についてはできるだけ時期を逸しないように努力したいと考えております。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 風無委員。

○風無特別委員 今、期が終わってから、漁獲量を見てと、そのようなお話でございまして、先ほど私が申し上げたとおり、前年、どうしても空白期間があるわけです。その空白期間の間にどのぐらい取れたかというものを加味していただかなければ、空白期間の部分だけ本当の損失ということになりますので、その点、よろしくお願いしたいと思っております。

○山川分科会長 では、御意見承ったということで、よろしく申し上げます。

山下委員。

○山下委員　またがり資源については、前にも意見を申し上げたことがあるのですが、本当はロシアと協議をして、一緒に資源調査をして、それから ABC なりを決めていくのが本来の姿であって、横棒というのですか、これが毎年毎年このまま推移するということが自然なことではないかと思えます。そのときに、協議はしておられると思うのですが、どういうタイミングでうまく持っていくかということと言うと、お互い過去最高取れているのではないかと思うのですが、そういう良いときにうまく話を持っていけると、取り合いをしなくて、協調して資源調査などができて、合意も達しやすいのではないかと思えますので、非科学的な TAC ではなく、科学的根拠に基づいた TAC になっていくようにということを要望したいと思えます。

○山川分科会長　今の件につきまして、事務局から何かございますか。

○漁場資源課長　資源評価をやっている漁場資源課長の内海ですけれども、おっしゃるとおり、TAC を設定している以上は資源評価をしっかりとできるようにというお話であります。これも従来から説明しておりますけれども、オホーツク海南部、それから、根室海峡については、ロシアとのまたがり資源であるので、こちらは資源評価をするに足る十分な情報が得られず、状況については、その都度、その都度、御説明をしているのですが、残念なことに数量の設定までは至っていないという状況であります。今、ロシア政府が発表している、この地域のスケトウダラの TAC も年々増えてきているような状況にあります。それから、これはスケトウのみならず、ほかの資源についても、先方の政府の科学者と意見交換もしているところであります。なるだけ委員の御指摘の趣旨を踏まえて、そういうことが実現できるように努力はしていきたいと思えます。

○山川分科会長　よろしいですか。ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

　　ごさいませんでしたら、次に、太平洋系群につきまして、お2人の参考人の方の御意見等も含めまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。八木田委員、よろしくお願ひします。

○八木田特別委員　今、石塚課長と鎌田さんから、北海道太平洋の現状を聞かせていただいたのですが、私も浜の現状を見ていて、全くそのとおりだなという部分があります。平成9年度から始まった TAC 制度、資源管理の難しさ、TAC 制度の問題点というのが、今、紹介されたのではないかと思つて聞いていました。当初は期中改定がなかったのですね。その後、期中改定が認められて、そのルールづくりをしてきた。その後、今度は先行利用の制度ができた。これも、やり方としては仕方ない形で、こういう形でやってき

たのでしょうけれども、本当の難しいなというのは、TAC を設定された段階で、漁業者がそれを守ろうとして、資源を増やそうという中でやってきた結果、漁獲努力量を落として、計画的に取ろうとした結果、最終的に取れなかったということで、漁業者がそのことによって経営破綻したり、廃業に追い込まれている人も実際にいるのです。

漁獲実績というのは、TAC の数量のウェイトを占めるのですが、価格的に下がってくると、スケソウなどだと、取らない漁業者も出てくるのですね。特に刺網の関係の人などだと、取りたくても取れないのです。安くて、経費にもならないからと。そういう話になると、数量は下がっているけれども、実際の資源量は本当に多いのだとか、そういった部分もあるのです。今、風無委員も言ったように、取れるときに取らないと魚は取れないのです。取れるときに安心して取れるような体制にしてやらないと、漁業経営者が困ってしまう。破綻というか、廃業に追い込まれることになる。北海道の小さな漁村は、漁業に携わっている部分が非常に多いので、地方の経済自体も疲弊させていく一因になっていますので、その辺、十分に考慮するべきかなと思います。

21 年、22 年、23 年度の TAC の経緯と、期中改定なされた数量を見ていきますと、22 年度の当初 22 万 6,000 トンが期中改定されて 26 万 5,000 トン、23 年度が 21 万 9,000 トンから 26 万 2,000 トン。今年、23 年度は 28 万 8,000 トンに増やすわけですね。結果的に資源量豊富で。そこでなぜ今、24 年度の案が、5 月に見直すということですが、過去の 21 万を基準にしての 23 万 3,000 トンだと思うのですが、こんなに減らすのかなという、ちょっと不思議な部分があるのです。北海道太平洋の方は、石塚課長、鎌田さんから出た意見を反映して、資源量豊富であれば、豊富ななりに安定して漁業経営できるような体制づくりにしてやるべきだと思います。

○山川分科会長 ありがとうございます。

続きまして、能登委員、御意見、御質問、よろしくお願いします。

○能登特別委員 先ほど北海道の石塚課長、それから、鎌田組合長からお話があった。私も以前話したことがありますけれども、はっきり言って、TAC の制度の難しさというのはあるのです。今期の漁期につきましては、日本海も太平洋も非常に海が荒れた。うちの方の TAC も設定されておりますけれども、必要日数が少なくて、できなかったという経緯がございます。それから、道南、太平洋の、私も漁業者の仲間もいるので話をしているのですが、TAC 制度ができたことによって、大事なことなのだけれども、先ほどから言ったような、魚が来たときに取れないような状況が生まれる可能性が出てきたとい

う経緯なのです。

その中で割り振りをしながら、漁獲制限をした段階で、抱卵してしまった魚が回遊しないで別の方に移ってしまった。これが今年の漁期のさまざまな、TACの制度までいかない、1つの要因でなかったかと思うのです。先ほどから言った前倒しされる部分的なことの要因も含めた中で、地元の漁業者の意見を十分反映しながら、話を聞きながら、TAC制度の見直しは別にしても、その制度を構築できるような形にしなければ、このことによって浜が混乱して、漁業者が廃業するようなことはあってはならないので、資源というものは、浜の皆さんはもう十分把握していますので、その辺の配慮をお願いしたい。

それから、日本海は先ほど1万3,000トンの話がありました。厚くお礼を申し上げたい。そういうことです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。東村委員。

○東村委員 先ほど北海道の方から、ABCを漁業者が納得できないというか、少な過ぎるのではないかという感覚を持っていらっしゃるというお話がありましたけれども、それならば、ABCの精度を上げるなり、当初のTACを高く設定するなりという対応をすべきであって、何が言いたいかと申しますと、参考資料3にある先行利用を前倒しで使うというのは、例えば、今年、23年使えなかったのを24年の最初に回してほしいということをおっしゃいましたね。そのやり方をしていくと、TACの制度が科学的なものからどんどん離れていくように思いました。もし私が誤解して聞き取っていたのならお詫び申し上げますけれども、先行利用は先行利用として、漁期の途中で要望して、それを増やすというものであって、この期中改定をこれ以上いじるというのは、これ自体、暫定的な措置であると理解していますので、科学的なものから離れていくのではないかと聞いておりました。もし誤解していたら申し訳ございません。

○山川分科会長 先行利用自体、一旦、先行で利用して、返さないというわけではなくて、返して、足りない場合には借りるといったことになるという仕組みの理解からいくと、一応、返すという、そのところでABCとの乖離はある程度抑えるという、そこが担保されているのかなという理解ではいるのですけれども、貴重な御意見だろうというふうには思います。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。柳谷委員。

○柳谷特別委員 関連するのですけれども、今までもABCそのものが漁業者の考え方と

乖離しているのではないかと申し上げてきました。今、期中改定とか、あるいは先行利用とか、そういうことで、少しは漁業者の声も聞きながら進んでいると思います。ただ、経営の問題を考えたときに、TAC 制度をつくって、資源を維持管理しながら利用するということが、操業のやり方まで変わってきてしまって、網を減らしたとか、休んだとか。TAC 制度そのものが魚価安につながっていないのかどうかということも、我々漁業者も勿論考えていかなければならないと思いますけれども、制度そのものに問題があって、例えば、加工屋さん、仲買さんがたくさん欲しいときに、漁業者は TAC 制度があるから取れない。まとまった荷物が揚がるのであれば単価を上げて買えるのに、結局、荷物がまとまらないから単価も上げられない、こんなことになっていないのかどうかということも検証していただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。

高橋委員。

○高橋特別委員 またがり資源について教えていただきたいのですが、例えば、これは ABC ありませんから、前年度の過去の実績の最大値が TAC になる、こういう理解でいるのですが、そうすると、資源が少なくなってきた場合の TAC はいつまでも最大値の TAC のままということになるのかどうか。その辺の見解はどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山川分科会長 またがり資源につきましては、オホーツク、根室系群の話でございますけれども、事務局、ございましたら、お願いいたします。

○資源管理推進室長 過去最大といっても、TAC 制度が始まってからずっとというわけではございません。近年の最大値ということで、大体 7 年程度を取っておりますが、そういった一定の期間を定めてやっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうぞ。

○漁場資源課長 先ほど来、ABC の精度向上等と資源評価について御質問が相次いでいますので、担当からその点の説明をさせていただきたいと思います。スケトウダラについては、今、この審議会で御議論いただいて、24 年の TAC を設定してはいますが、23 年度にしてきた資源評価の数字が基になっています。先ほど来出ています太平洋系群の漁獲については、おおむね 10 月ぐらいから漁獲が始まるということなのですが、そのとき

には既に 24 年度の資源評価が進んでいます。科学者も、その数字を基に 24 年度の評価をしつつスケトウの漁期を迎えるということになるので、そういった数字について、もし 23 年度の 1 年古い資源評価の中身が変わるのであれば、そこですべからく ABC の再評価をして、なるだけ直近の資源評価のデータをそこに当てていきたいということでもあります。

それから、太平洋の資源については、鎌田組合長からお話もありましたように、漁模様が毎年毎年違って、その部分での感覚が漁業者と科学者で違うということで、1 年を通じていろいろな資料を基にしながらやっていく資源評価については、なるだけ皆さんの理解が得られるように、各漁業者の方にも説明を行っております。それとは違って、漁期が空いた瞬間に少し資源評価と出ているものが違うのではないかという話があって、その部分をいかに資源評価にもう一度フィードバックしていくかという作業が必要になるのですが、これがなかなか難しく、漁期当初のデータが全体の資源の評価をどういうふうに変えていくのか、その部分の因果関係をきっちり理解できれば、そういったデータを科学的に取って、瞬時に資源の再評価ができるのですが、これができるかどうかというのを今、北海道庁、北海道の試験研究機関とも一緒になりながら、そういう手法がしっかり確立できるかどうかということで作業させていただいています。うまくいけば、そういうものを見て、漁業者の方が今、魚がかなり来ていて、資源評価は違うのではないのと言われたときに、そういう手法でもってまた再評価ができるということも可能かなと思っております。

そういう形で、実は資源評価というのはやっているのですけれども、1 点、この資源について言っておかないといけない部分があるのです。資料 2-5 を見ていただきましたら、「スケトウダラ資源の概要」ということで、後ろから 4 枚目のところにスケトウダラ太平洋系群の資源評価が絵についていますけれども、資源評価のサマリーが載っております。1 ページめくっていただきまして 8 ページの左側の上ですが、「資源量および漁獲割合」というグラフが載っております。1 ページ目にも載っているのですが、太平洋系群の資源量というのは、残念ながら 2002 年度以降は減少傾向にあり、2010 年度の資源量は 83 万 1,000 トンで、全体的な資源量の動きが上のグラフで緑のラインで載っておりますけれども、残念ながら減少傾向にあるという状況であります。

こういう中で、資源が破壊的な状況を招かずに、悪いとはいえども、何らかの形で漁獲が続いているというのは、まさに各地で努力していただいた、これは北海道の沿岸の刺網の方々も、先ほど鎌田組合長から話がありましたけれども、努力していただいた成果だと思いますが、資源がこういう状況になる中で、ABC の方もいろいろ精度を向上させてい



くための取組みを行うとともに、もう一つ大事なものは、資源の利用の方法。これは資源の評価と違って、来たときに、うまくそれを利用していく。漁獲の管理の仕方というのがほかにあつて、先ほど来からの多くの方々の意見の中には、来たときに取らねば、それはまずい、あるいは取れるときに取り過ぎると、今度は魚価が下がるという逆の状況もあつて、そこをうまく、どういうふうに持っていくかというのは、漁獲の管理の部分に問題がある。

つまり、この問題は、ある意味では資源評価の問題もありますけれども、漁獲の管理をいかにするかというところが合わさったような問題で、言ってみれば最適解ができ上がれば、この問題にベストな回答が出る。ただ、それは毎年々、状況をお聞きしますと、スケトウダラの来遊状況は変わって、しかも、そのスケトウダラの卵の成熟状況も変わってくるということで、ベストな時期、一番魚価が高くて、一番効率よく資源が利用できるところが当たっていかないというところの問題がありますので、その部分も全体的に含めた中での漁獲の管理、漁業の管理、先行利用の利用をどういうふうにするかというのを考えていく必要があると思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

資源評価は資源評価で今後も御努力いただくことにして、見直しのタイミングですね。できるだけ計画的に取っていけるようなタイミングで、できるだけ早目にそういった見直しをしていく。先ほど来、5月というようなお話がございますけれども、委員の方々から、早目に対処できるような形でという御意見が多かったのではないかという気がしておりますけれども、いかがでしょうか。山下委員。

○山下委員 先行利用のことについては私も意見を申し上げたいと思つていたところで、私はむしろ先行利用の制度自体にもともと懐疑的なもので、本当は資源評価を迅速にするという条件の下で、期中改定を機動的に行つて、その中で必要な数量を配分するのが最もすっきりするやり方ではないかと思つています。それが今のところ技術的にできないから、その経過措置として先行利用だということで、これが継続的な措置だというふうには理解していません。そういった場合に、継続的でないものを非常に短期の間にまたルールを少しずつ変えていくということは、今回もいわゆる貸し借りで、足したり引いたりする、非常にややこしくて、毎年、真の TAC が幾らで、そこから幾ら引いてというのがだんだんわからなくなってくるというような気持ちがしております。

それはそれといたしまして、今回、石塚課長、また鎌田副会長から伺つたお話では、先行利用が機動的でなかったから消化できなかったのだというお話には聞こえなかったので

す。もし仮に5月に先行利用があったとしても、なかったとしてもということなのですが、10月に取り控えをして、後で取ろうとしておられた。しかし、11月以降にしけと来遊が終わってしまったという話は、先行利用が初めになかったからということとは結びつかない。もし先行利用がなくて、もともとのTAC配分がプラス1万トン最初からあれば、10月にも漁獲したのというお話であれば納得できるのですけれども、そうではないので、なかなかわかりにくい。

恐らく、国の制度としての先行利用と、中で、500隻の皆さんで考えておられる、10月には禁漁しようとか、入れる漁具を減らそうとかいう内部での管理の方法と国の制度とのタイミングのミスマッチだったのではないかと。そういう意味では、国の制度をこうした会議をして変えるのではなくても、中での話し合いで変えることもできたのではないかと。いうふうにも思えたわけです。今日の御説明を伺っただけですので、私の理解不足かもしれませんが、そういった意味では、ちょっと長くなって申し訳なかったのですけれども、期中改定でやっていくのが本来の筋であって、その経過措置であるということをもう一回踏まえたいということと、それから、中で与えられたTACをうまく使える方法が別にあるのであれば、それを是非お考えいただきたいと思っております。

○山川分科会長 貴重な御意見ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問、よろしく願いいたします。よろしいですか。

では、先行利用の話につきましては、山下委員からの御意見もございまして、実際にどうするかという点については、5月予定の資源管理分科会でもう一度御審議させていただくことにしようかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。もし、ほかに御発言がありませんでしたら、諮問第210号につきましては、一応、TACの数字としまして、原案どおり承認をさせていただこうと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 オホーツク海及び根室海峡のTACにつきましては、平成23年の漁獲量の確定値を踏まえて見直しをすること、それから、先ほど来御議論ありました太平洋系群につきましては、5月に先行利用枠を設定するか、しないか、そういったことの2点について、次回の5月予定の資源管理分科会で御審議いただくことにいたしまして、諮問につきましては、このとおり認めることにさせていただきたいと思っております。

では、次に、諮問第211号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(太平洋の海域)の公示について」ということで、事務局から資料の説明をよろ

しくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の長谷です。

お手元の資料3に基づき説明させていただきます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水管第 2296 号

平成 24 年 2 月 27 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について（諮問第 211 号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 24 年 5 月 1 日から平成 25 年 3 月 19 日までと定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の内容ですけれども、諮問文をおめぐりいただきまして、2 枚目に説明がございますので、それをごらんください。太平洋の海域の中型さけ・ます流し網漁業につきましては、本年 5 月 1 日以降の許可等に係る公示を行うものです。

なお、平成 23 年度の本公示は、3 月 11 日の大震災が発生したことを受けまして、特定非常災害の被害者の救済措置として、当該漁業の許可等の満了日が同年 4 月 30 日から 8 月 31 日に延長されたことから、公示を行っておりません。

平成 22 年の公示隻数は 50 隻でしたけれども、申請のあった隻数が 49 隻で、これらについて許可または起業の認可を行ったところでは、このため、本年の許可または起業の認可の公示隻数は、平成 22 年に申請のあった 49 隻としたいと考えております。それ以外の操業区域及び操業期間につきましては、前回から特段の変更はありません。

次に、本漁業の許可の有効期間ですけれども、さきに公示しました日本海の海域の中型さけ・ます流し網漁業と今回公示を予定しております太平洋の海域の中型さけ・ます流し網漁業の許可の有効期間の満了日を合わせるために、許可の有効期間を本漁業の操業開始日である平成 24 年 5 月 1 日から平成 25 年 3 月 19 日までとしたいと考えております。

また、申請期間につきましては、本来 3 か月以上の期間を設ける必要がありますが、本漁業の操業水域はロシア 200 海里内のみでありまして、我が国に対する漁獲割当量等の操業条件が毎年 3 月に行われる日露の政府間交渉により決定されるため、その後に公示を行っていたのでは 5 月 1 日からの操業に間に合わず、漁業者の経営に著しい支障を及ぼすこととなりますので、漁業法施行規則第 2 条の 3 の規定に基づきまして、本年も例年どおり操業開始に間に合うよう、短い期間、具体的には公示日から本年 4 月 20 日までにした

いと考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御意見、御質問ございますでしょうか。

御意見等ございませんでしたら、このままお認めしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 続きまして、諮問第 212 号「水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 24 年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の以上のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」ということで、事務局から御説明、よろしくお願ひいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

資料 4 に基づきまして、諮問第 212 号の説明をさせていただきます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水推第 1017 号

平成 24 年 2 月 27 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 24 年度の遡河魚類のうち  
さけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実  
施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第 212 号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313  
号) 第 20 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2 ページ目に説明がございます。この計画案につきましては、農林水産大臣が水産資源  
保護法の規定に基づきまして、さけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総  
合研究センターが人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めるというものでござい  
まして、具体的な計画につきましては、次の 3 ページに書いてございます。

サケにつきましては、10 水系、カラフトマスにつきましては 3 水系、サクラマスにつつま  
して 6 水系、ベニザケにつきましては 3 水系、合計で 1 億 3,000 余りの放流をするという計  
画でございまして、23 年度と同じものとなっております。

これは水産総合センターで実施する計画についての諮問でございますが、それと併せま  
して、各都道府県で計画しております人工ふ化の予定について、最後のページに参考資料  
として挙げさせていただきました。若干補足的に、岩手と宮城と福島、被災しました 3 県  
について御説明いたします。

岩手につきましては、これは震災前、20 年度のものでございますが、4 億 4,100 万、  
宮城につきましては 6,400 万、福島につきましては 5,000 万という放流をいたしております。  
これとの関係で、今年間もなくこれから放流する数字が括弧内に出ておりますが、岩  
手につきましては、来年にかけて、いろいろな施設の復旧も進めておりますので、相当、  
被災前の規模に戻っていく予定でございます。

一方で福島につきましては、立入禁止区域等々ございまして、なかなかそういう計画が  
立たないという状況でございます。

あと、宮城は、この 1 年間でどのぐらい戻るか、今のところまだ計画が立て切れていな  
いということで、同じ数字が入っておりますが、随時、施設の整備を始めておりますので、  
これよりは少しは戻っていくのではないかと期待しております。

ほかの県につきましては、若干の出入りがございますけれども、おおむね前年並みとな  
っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御質問、御意見等ありますでしょうか。柳谷委員。

○柳谷特別委員 ふ化放流数なのですけれども、これは毎年変わっていないですね。回帰率ということになれば、かなり地域でばらつきがあるという実態になっていますね。その点、道東太平洋を見ても、この2年間は相当回帰率が悪いということが続いておりますけれども、増協の関係者とか定置関係者から、法律について何か要望とか、そういうものはないのでしょうか。

○山川分科会長 事務局、よろしく申し上げます。

○栽培養殖課長 放流数の関係について、私どもに直接はございません。ただ、道東、あるいは岩手の回帰率は、道東はここ数年、岩手は今年、非常に悪うございましたが、それについての調査は、いろいろな組織、北海道なら北海道、あるいは水研センターを中心に、原因究明は進めているところでございます。

○山川分科会長 柳谷委員。

○柳谷特別委員 例えば、現地で、放流数がちょっと少ないのではないかと、もう少し放流数を増やしたいという要望があった場合は、どういうふうを考えればいいですか。

○栽培養殖課長 都道府県の増殖の方の関係ですね。増殖の関係については、一応、予算的には、5年ぐらい前に国の予算から都道府県の予算に変えておりますので、都道府県の方で話し合ってくださいことになると思います。国の方では、施設の整備については引き続き支援させていただいておりますけれども、増殖のための放流の経費については、都道府県で手当てするという整理になっております。

○山川分科会長 柳谷委員。

○柳谷特別委員 例えば、具体的に、釧路川で9,100万ですか、これをもう少し放流尾数を増やしたいといった場合は、増やすことができるのですか。

○栽培養殖課長 水研センターがやっております放流は、サケ・マスを将来のために増やすためにやっているのではなくて、個体群の維持のためにやっていますので、戻ってきて、漁業の増産のための放流というのは各都道府県なりでやっただけでいるということでは、

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見ございますでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問ございませんでしたら、諮問第 212 号につきましては、

原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、諮問第 210 号、諮問第 211 号、諮問第 212 号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答申書

23 水審第 48 号

平成 24 年 2 月 27 日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会長 山下 東子

平成 24 年 2 月 27 日に開催された水産政策審議会第 55 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 210 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 211 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第 212 号 水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 24 年度の遡河魚類のうちさけ及びますの固体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

ということで、この答申書を増殖推進部長にお渡ししたいと思います。

(山川分科会長より増殖推進部長に答申書を渡す)

○山川分科会長 では、続きまして、審議事項に入りたいと思います。審議事項の「①我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正について」ということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料 5-1、5-2、5-3 とございますが、5-3 は改正文のま

までございますので、5-1、5-2を見ながら御説明させていただきたいと思っております。

5-1にございますように、今回の主な改正点といたしましては、資源回復計画が本年3月をもって終了するというところで、その関係の削除でございます。

資料5-2の1ページ目、右側の下にございますが、「資源回復計画に基づく」という言葉がございます。

それから、2ページ目をお開きいただきたいと思いますが、左側の中段に「特に、複数の都道府県をまたがる資源については、関係する国又は都道府県は、協議体制を構築することにより、適切な資源管理に向けた合意形成を図るよう努めることとする。」というところで、資源回復計画終了後におきましても、同様に国としての役割を果たしていくことを明記させていただきました。

また、3ページ目の右側の資源回復計画関係の文字を削除させていただいております。

そして、4ページ目、5ページ目の前半までが資源回復計画の文字の削除に関するものでございます。

2点目でございますが、資料5-1にございますように、太平洋クロマグロの資源管理措置の拡大でございます。従来、こういった措置は大中型まき網漁業の未成魚の漁獲量上限設定を日本海・九州西だけでございましたが、これを全国に拡大するという内容。それから、沿岸クロマグロの漁業の届出制を日本海・九州西から全国へということで、全国的な取組みにするということでございまして、5ページ目の右側に「太平洋くろまぐろの主漁場であり産卵場となっている九州西海域及び日本海において」という言葉を削除しまして、全国に行き渡ると。また、太平洋側でのさまざまな措置を併せて書くということで、その後、太平洋においても指示をやりますということで、そのページの左側になっているということでございます。

それから、1ページ開いていただきたいのですが、文字の修正でございまして、6ページの中段、「WCPFC」を「太平洋まぐろ類国際科学委員会」と修正させていただいております。

それから、実際の大中型まき網の措置につきまして、7ページ目の中段に赤字で書かせていただいております。

8ページ目でございますが、従来、以西底びき網につきましては、資源回復計画の下で休漁に取り組むとなっております。ところが、その後、これまでの中で相当程度、漁獲努力量というのは抑制されてきているということ、それから、一定の期間、休漁というの



が非常に経営的な問題もあるということから、その代替措置としまして、今回、漁具の制限、具体的には目合いの拡大、それから、マダイやクエ等の種苗放流に取り組むということでございまして、資源状況に合わせて減船にも取り組むというふうに、取組み内容について記述を改正するというところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御質問、御意見、よろしく願います。よろしいですか。

では、「我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正について」は、事務局案のとおり改正することについて承認をいただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、審議事項の「②海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について」ということで、事務局から御説明をよろしく願います。

○企画課長 企画課長の新井でございます。

資料6に従いまして御説明をさせていただきます。海洋水産資源開発基本方針は、昭和46年にできました法律に基づきまして、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めることにされているものでございます。これにつきましては、審議会の意見を聞くこととなっております。次回の審議会で諮問、答申をさせていただきたいと思っております。今回は中間報告ということで御説明させていただきたいと思っております。既に委員の皆様方には1月にこの基本方針について、この分科会で御審議をするということをご連絡させていただきました。その後、私どもといたしまして、この方針で定めます養殖、それから、新漁場の開発に関係いたします専門家の方の御意見をお聞きいたしまして、本日の案を示させていただいたということでございます。

資料6-2に基本方針(案)がございまして、ごらんいただきたいと思います。この方針につきましては、既に第9次になるということでございまして、それぞれのときの基本方針、大枠といたしましては、それを維持をしていく、それをアップ・トゥー・デートしていくという形で定めております。

まず第1が「沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項」ということで、増大の目標と、それに関係いたしますさまざまな指標について定めることになっ

ております。

1つは、(2)にございます増殖または養殖を推進することが適当な水産動植物の目標ということでございまして、これにつきましては、漁業の生産目標を41万トン増やすということを今、基本計画で書いておりますけれども、そのうちの9万トンを増養殖で担おうということでございます。増養殖につきましては、増殖、養殖、それぞれ今後5年間の予算の裏づけ、それから、今までの状況を見まして、9万トンという数を提示させていただいております。

それから、2ページ目以降でございまして、ここでは、増殖または養殖を行うものが適切である水産動植物を別表で掲げることと、それぞれの基準、水素イオン等の条件を掲げることになっております。別表の中で今回、専門家の御意見をいただきまして追加をいたしましたのは、近年、ウマヅラハギとカワハギの養殖が盛んになっているという御意見がございまして、これを追加しております。この別表につきましては、おおむね100トン以上の生産が見込まれるものを掲げておりまして、今回、この2種類がその基準に合うということで追加をいたしているということでございます。

それから、その次の3以下につきましては、それぞれ増養殖を行う基本的な事項ということで、水産環境整備の推進、それから、3ページの中ほどの栽培漁業の推進、養殖の振興等につきまして、基本的な事項を記述させていただいております。

それから、4ページにまいりまして「4 その他」というところで、水質汚濁の防止、近年問題になっております赤潮、ごみ、栄養塩の適正な管理といったものにつきまして記述をさせていただいております。

第2が新漁場の開発でございます。これにつきましては、3万トンという目標を掲げておりまして、具体的な新漁場の予定海域につきましては、1～5ということで、漁業の種類と対象を記述をさせていただいております。

第3以下、それぞれの新漁場の開発の方針、それから、自主的な管理の方針。これは、それぞれ、今、決まっております基本方針なり、資源の管理の方法といったものをここにあらためて記述させていただいているというふうに見ていただければ結構だと思っております。これにつきましては、冒頭申し上げておりますとおり、次回の分科会で御審議をいただくことにしておりまして、2月28日～3月5日までパブリックコメントをさせていただくことも併せて御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。宮島委員。

○宮島特別委員 資料が多くて全部目を通していないので、もしかしたらとんちんかな質問になるかもしれませんが、前の計画のときにも数字を出しておられますね。21万トンでしたか。それから、新漁場で7万トンとか。その結果はどうなったという、評価というか、そういうものはどこかに公表しておられるのでしょうか。

○企画課長 それにつきましては、公表はいたしておりません。この場で口頭で御説明をさせていただきますと、前回の基本方針におきまして、平成 29 年の目標でございますので、まだ期中でございます。おおむね5年ごとに 10 年の目標を掲げることになっておりますので、そのときに、今、お話がありましたとおり、魚介類については 19 万トン、それから、海藻類につきましては2万トンということで、増養殖につきましては計 21 万トン、それから、新漁場につきましては7万トンという目標を掲げておりました。平成 21 年、今、数字が確保できるもので推計をいたしますと、19年から21年までの3年間の達成率をざっと推計いたしますと、魚介類につきましては二十数%程度、それから、海藻類は実はマイナスになっているということでございまして、21万トンに対しまして、達成率が3年間で8%くらいと推計させていただいております。

それから、新漁場につきましては、平成 22 年までの推計ですから、これは4年間の達成率ということで計算をいたしますと、大体 46 %と事務局では今、推計をしているところでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。佐藤委員。

○佐藤委員 1点教えていただきたいのですが、資料6-2の基本方針(案)の10ページ目の第4の(3)の2行目、慢性的な労働不足で女性の力をお借りしようという段なのですが、これは現計画にも記載されていますし、新しいものにも入っておるわけですが、受け入れ可能となるような配慮というのが一体どんな形の配慮なのか、具体的にもしあれば教えていただきたい。女性の乗り組みは、実際、努力なさっていると思うのだけれども、着実に増えているのですか。もし具体的な数字がわかれば、次回でも、ただ目標として上がっているだけなのかどうかも含めましてお願いたしたいと思います。

○山川分科会長 事務局、お願いたします。

○企画課長 現在の数字については次回にお答えさせていただきたいと思います。これは女性組合員だけというふうに書いてございますけれども、一般的に、居住条件等も含めまして、労働条件がうまく改善するようというところで入れてあると思っております。実際の数字は、わかりましたら次回、報告をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員 面倒かけます。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

では、「海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について」は、本年3月に方針案が諮問されるということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項に入ります。まず「第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について」、事務局から報告をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料7-1、資料7-2と続けて説明させていただきます。

7-1がTACの採捕数量についてでございます。それぞれ漁期が変わっておりますが、「まあじ」「まいわし」「するめいか」、この3魚種につきましては、色は変わっておりますが、12月までということで、年間の消化量、消化実績が記載されておりますが、ほぼ7割程度ということでございます。一方で、まだ白いものにつきましては漁期中でございますが、特に「まさば及びごまさば」は前年の50%の消化率に対して31%ということで、東日本大震災の関係で北部太平洋海域での漁獲実績が減少したことが影響しているのではないかと考えております。

その裏以降にそれぞれの漁業種類ごとの消化率が記載されておりますので、御参照いただきたいと思っております。

資料7-2は「第2種類特定海洋生物資源に係る漁獲努力量」でございます。これについても数字が載っておりますが、特に「さめがれい」「やなぎむしがれい」が消化率、 $(B) / (A)$ というところで見いただくと4.6%、2.5%です。これもやはり沖合底びき網が東北地方で昨年、操業が非常に制限されたということが影響しているのではないかと考えています。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、御質問、御意見、よろしく願いいたします。野村委員。

○野村特別委員 マアジのTACについて、意見を述べさせていただきます。先ほど来、

漁業者の方の TAC に関する思いというのが、我々も同様に思っておるところでございます。マアジは全海域で、多くの漁業種で採捕、漁獲されている魚種でございます。したがって、スケトウみたいな、ある地域で取れると、そういうインパクトは強くないかもしれないですけども、その辺でちょっとお話しさせていただきます。

沖合域におけるマアジの漁獲量というのは、22 年、23 年、大体 7 万 4,000 トン、7 万 6,000 トンと、昨年は消化率が 98 % になっております。資源の評価では中位・横ばいになっておりますが、我々漁業者の現場感覚では、もっとよい、上向きの傾向にあると認識しているところがございます。現に、昨年秋以降の 10 月－12 月になりますが、豊漁に恵まれまして、漁を重ねておりましたけれども、全国まき網協会の指導の下に、TAC の制限いっぱい近づきつつあるということで、12 月 19 日以降、アジの専獲をやめるという大変厳しい資源の管理措置も実施したところがございます。しかし、この現場感覚とは逆に、平成 24 年度の TAC の割当数量が 4 万 4,000 トン減らされております。大中型に関して言えば、先ほど言いました秋以降の 10 月－12 月の漁獲実績が加味されていないのではないかと思うところがございます。したがって、実績値を考慮した ABC の再計算をしていただきたいと思っております。

それから、今後の漁況、状況を見るときに、先ほども話が出ておりましたけれども、ぎりぎりになってからの見直しは現場サイドに大変な混乱を招きます。したがって、研究機関と早急に協議を行って、再評価計算と、TAC の期中見直しですか、改定の見直しを行っていただきますよう切にお願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

内海課長。

○漁場資源課長 マアジの TAC がかなりタイトになって、管理でかなり御努力していただいたということも承知しております。その折に私どもでも、全まきさん等々とお話ししながら、早急に資源評価が必要なのではないかとということで、早速、担当の西海水研にお願いをしておりますので、状況をまたいろいろな形でお教えいただいて、正しい資源評価ができるように努めていきたいと考えますので、よろしく申し上げます。

○山川分科会長 では、そのように、よろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。鈴木委員。

○鈴木委員 私もまき網なのでですけども、先ほどからいろいろ ABC の問題なども出て

いるのですけれども、日本の資源量は、水揚げした数量によって、資源があるとか、ないとかとやっている部分が多いのではないかと見受けられるのです。TAC で数量を決めると、それ以上は取れないわけですから、早く言えば TAC の数量以上の大量はあり得ないわけですから。今、おっしゃられたように、水揚げ制限というか、船がストップまでしてしまうわけですから。あと、まき網に関しては、サバとか、アジとか、イワシとか、どれでも取れるわけです。そうすると、その年の値段がいいものを狙ったり、それから、漁場が取りやすいところを狙ったりするわけです。そうすると、全船団がサバならサバへ固まると、イワシというのはかなり大きな群れを、船員は、漁労長はじめ見ておるのですけれども、ものすごい数量だというけれども、資源はそうないのではないかと、こういうふうになってくるわけでございます。そういうふうに感じられるわけでございます。ですから、この資源の評価は、現場サイドの意見も聞くようにという要望もよくあったということですが、各魚種については、それを直に獲っている船員の話もよく聞いていただきたいと思えます。

○山川分科会長 内海課長。

○漁場資源課長 まさに、資源評価のためには、各地の漁獲情報が一番中心を成している部分がありますので、そこでの取れ模様で、それを年齢分解してコホートとしていくというような作業をしています。ですから、そこがゆがみなくということなのですけれども、今、おっしゃったように、狙う魚種が違ってくると、その部分も斟酌しなければならぬという話は、そのとおりだと思いますし、例えば、今回のように震災があれば、そこで漁獲ができなかったという空白地帯も生まれますので、そういう部分はしっかり資源評価の中に加味しながら、それからまた、できるだけ現場の方々の情報の公開に努めるということで、正しい資源評価ができるように努めていきたいと思えます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にございませんでしたら、次の報告事項に移りたいと思えます。前回の資源管理分科会で御指摘がございましたスケトウダラとスルメイカの漁業種類別の漁獲量につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料 7-3 をごらんいただきたいと思えます。まず、7-3 の表の方で「すけとうだらの漁業種類別漁獲状況の推移」ということで、漁業養殖業生産統計年報という公式統計をベースに作成をさせていただいております。平成 22 年を見ていただくと、25 万 1,000 トンというスケトウダラの漁獲実績に対しまして、前回は委員等、御

指摘のあった若干では取り扱われているという、いわゆる定置網その他、こういったところで約1割の漁獲をしているということでございます。

なお、このスケトウダラにつきましては、ほぼ全量が北海道内での漁獲でございます。

裏をごらんいただきたいと思えます。同様に「するめいかの漁法別漁獲状況の推移」でございます。これにつきましても、平成22年を見ていただきたいのですが、19万8,000トンという漁獲実績に対しまして、定置網その他で約4万4,000トン、約2割強をこういった若干等の取扱いという形になっております。また、前回も委員から御指摘ございましたが、こういった定置網の漁獲実績のうち、特に北海道の中での漁獲割合が非常に高い。平成22年は統計上、未公表でございますが、約3万トンというのが道内での定置の漁獲でございまして、多い年では6割から7割が定置で取られているところでございます。

なお、TACの制定時におきます定置網の取扱いでございますが、いわゆる定置・待ち網漁業でございます。そうした中で、これを数量管理するということはなかなか厳しい状況でございますが、若干量という管理でございまして、この中では、現状以上に漁獲努力量を増加させないように努めることが規定されているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、御質問、御意見、よろしく願います。よろしいですか。

特になければ、次の報告事項に移りたいと思えます。「TAC設定対象魚種について」ということで、事務局からよろしく願います。

○資源管理推進室長 それでは、資料7-4でございます。説明させていただきます。

「TAC設定対象魚種について」でございますが、平成23年、昨年7月22日、規制・制度改革に係る追加方針という閣議決定がなされております。その資源管理制度の見直しの中で、以下のような記述がございます。朗読させていただきます。

「TAC（総漁獲可能量）設定魚種の拡大及びIQ（個別漁獲枠）方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS（漁船モニターシステム）の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対処を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。」ということでございます。

このうち、TAC設定魚種の拡大ということでございます。実は、同じような規制改革の内容につきましては、平成21年11月20日の資源管理分科会での資料が下記にあるような内容でございます。この中でもTAC魚種の対象について、いろいろと検討する必要

があるのではないかとということでございました。このときには、平成 20 年に TAC 制度等の検討に係る有識者懇談会を行いまして、20 年の 12 月にとりまとめの結果を公表させていただいております。その時点では、下の方に抜粋が書かれておりますが、「TAC 魚種に次いで採捕・消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種」について、TAC の必要性の適否について検討しております。カタクチイワシ、ホッケ、ブリ、マダラでございます。この結果、当時の御判断としては、現時点において新たな魚種の追加の必要性は低いと考えられるという結論を得られたということでございます。

今回、こういった対象魚種の状況につきまして、再度、現時点でどのように判断しているかということにつきまして、1 枚めくっていただいて 2 ページ目でございます。実は、この中で、カタクチイワシ、ブリ、マダラ、こういったものについては、むしろ資源状況は当時よりも好転しているという状況でございまして、基本的な資源に対する考え方は当時と変わっておりません。

一方でホッケにつきましては、低位・減少傾向ということで、当時より若干、資源状況につきましては悪化しているという状況がございまして、これに対する資源的な考え方が、生物学的知見が少なく、現時点で資源評価は漁獲量をベースとして ABC を算出しているということでございまして、分布・回遊等の知見が少ないことから、資源量推定や将来予測が非常に難しいという状況になっております。

なお、基本計画の中でも、TAC 魚種の拡大については継続的に検討することになっておりますので、私どもとしては、こういった資源状況なり、資源評価に対するさまざまな状況の変化等につきまして、基本的には次年度の TAC を最初に設定する 11 月という時期をめどに、こういった状況について定期的に報告することにさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。鈴木委員。

○鈴木委員 TAC 枠の拡大の件はこれでいいと思うのですが、もう一つ、閣議決定の中に、IQ（個別漁獲枠）方式の活用を検討するということが出てはいるのですが、これに対してはどのようにお考えでございますか。

○山川分科会長 事務局、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 これにつきましては、一律に IQ を設定するのはなかなか難しい面があるということは事実でございます。そうした中で、私どもとしては、今回の基本計画



の中にも入っておりますが、地域において実施体制が整ったという場合に、IQ についても利用を促進するというような考えでございます。

これは1つの事例でございますが、資源管理所得補償対策の中で、資源管理指針、資源管理計画という仕組みを23年度から導入させていただいています。こういった中で、例えば、三陸沖のイサダとか、さまざまな魚種で自主的にこういった個別割当てに類するような仕組みを導入しております。地域で合意されたものがあれば、そういったものを積極的に使っていくという趣旨でございます。

○山川分科会長 鈴木委員。

○鈴木委員 私、北部太平洋のまき網なのですが、まき網というのは、いわゆる一網打尽と申しまして、魚が来たときは非常に取りやすいというか、大量に取る傾向があるものですから、個別に月1,000トンなら1,000トンという割り当てで、それ以上は取らないというようなことをやってTACを守るようにしております。それが1年じゅうすべてではありませんけれども、TACが決まりまして、例えば、サバだと7月から始まるわけですがけれども、始まった最初はそういうことをしませんけれども、TACの数量が半分以下になったとか、そういう時点を見定めてやっております。

なお、去年は、東日本大震災を含めて、我々のところは原発の問題が起こりまして、宮城の南から茨城の北の区間の採捕を、まき網は自肅的に禁止しました。これは買受人の方が、放射能が混じると大変だということでした。そういう関係もありましたものですから、イカは、10月は、相手も漁業調整の問題もありまして、八戸沖で1万2,000トンという枠の中でやるということで、取り過ぎたら大変だと。これは勿論、TACも超えるけれども、その他の関連する漁業者にも迷惑をかけるということで、去年初めて1か月ちょっと、イカの期間は完全プール制を導入しました。

要するに、網をやらない船も、やった船も、その日の漁獲水揚げは多く取った船から少ない船にやるというプール管理を1か月間やりました。そういうことですから、1日の漁獲高は全船同じですから、無理な操業はしない。それから、少し量がありそうになったら、あとは操業をやめる。投網しない。初めてやってみたのですけれども、これから共存共栄ということで、まき網も大分少なくなりまして、これ以上少なくすると、関連業界、造船所、漁網、そういうところも見放してしまうだろうし、加工屋さんなどにも見放されるということで、共存共栄を守る、コストダウンをして、仲よく取っていこうということでやってみました。結果は非常に良かった。どなたからもよかったというような評価を受けま

したので、参考のために、この場で御報告しておきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。貴重な現状における取組みの御紹介でございました。

ほかに御質問ありますか。風無委員。

○風無特別委員 鈴木委員に関連した意見でございますが、TAC が枠として我々の業界に来た場合、それを自由に利用したり、それから、今、おっしゃったようにプールでやったり、いろいろやっております。ときによっては我々の内部で1船割りにして、船ごとに決めたりしております。そういうことで、我々の漁業には、TAC の配分の初めからIQ というような方式はちょっとなじまないのではないかと。特に、I とQ の間にTが入りますと、大変いろいろ力関係も出てきますので、我々が今、営んでいる漁業というものが、いいところが壊れてしまう、このように思います。ですから、IQ 方式の活用、このようなことは相当慎重に、できるならば控えていただきたいと、このように思います。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。八木田委員。

○八木田特別委員 今、IQ の話が出たのですけれども、IQ、ITQ の議論は、この水政審の中で方向性が決まった中で進んでいるということで、今、報告あったのですけれども、その中で取組み事例がいろいろあったのですけれども、その地域、地域によって、それがなじむ地域、なじまない地域、できるところ、できないところがあると思うのです。その辺、十分考慮した中で進めていただきたいと、そういうことです。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。能登委員。

○能登特別委員 能登です。

私、前回のこの審議会の中で、混獲の定置のイカの話をした経緯の中で報告があったと思っています。その報告の結果、北海道が主に取っている3万トンの混獲の経緯なのですけれども、夏から始まる漁は、中型は5万トンから6万トンぐらいで推移する、これがTAC 制度で制定されると、こういう経緯でございます。しかしながら、混獲で取っている、管理枠の中でやっていることが、3万トンという数が妥当なのかという考え方を持っているのです。確かになかなか大変だと思っているのだけれども、網というのは混獲で取る魚種なので、意味合いはわかるのだけれども、そんなわけにはいかない。先ほど来、室長が、いろいろな形の中で要因があることを指導していくという話をされたらと思っては

いるのだけれども、どのような指導をする予定で考えているのか。

ということは、北海道の海岸の中では漁獲制限しております。何で混獲で取っているものが、多い、少ないは別にしても設定されなくて、それだけが設定されるのか、こんな話になるのです。これはさまざまな要因があるので、なかなかできないという説明はしてあるのだけれども、恐らく今年もそうだけれども、北海道の総会でもこの話が出る可能性が十分ある。

だから、私は、取るなということではなく、難しいのであれば、難しいような指導の仕方があると思っている。この何年かは定置の部分がある程度値段評価されながら販売されるのだけれども、販売価格が安くなったときには、それなりのテーブルに乗って、お互いが漁獲調整をするような段階までの指導はしてもらいたい、そういう思いでいるのです。ですから、指導するという中には、具体的な話を聞きたいと言っているのだけれども、なかなか室長は言わないと思って私は言っているのだけれども、そういうことを踏まえた中でひとつお願いできればということです。そういうことです。

○山川分科会長 ありがとうございます。

1つ議題が戻ったような形になりますけれども、長谷課長、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 私からお答えいたします。やはり定置の管理は非常に難しいと感じております。したがって、直ちにこの場で具体的にこうする、ああするということはなかなかできないことはございますが、道庁とも連携しながら、実態をもう少し細かく調べていく必要があるのではないかと感じております。現時点ではここまでしかお答えができませんが、今後、できるだけ北海道の現場に行って、定置そのものも場所によってかなり違った形になっている。そういった分析も含めて、まずやった上で、何ができるかということを考えさせていただきたいと思います。

○能登特別委員 せっかくの機会に、北海道から石塚課長もおいでになっておられますので、どうする、こうするの話は別にしても、課長も十分その話は聞いている範疇だと思っているので、取るなということを別にしても、価格の破壊につながるような形は避けるべきではないかと思って言っているのであって、取るなということは決してありません。そういうことで御理解しながら御指導賜りたいと思います。

○山川分科会長 ありがとうございました。

では、これにつきましては今後も調整いただくということで、よろしく願いいたします。

戻りまして、TAC 設定対象魚種の件について、御質問、御意見ございますでしょうか。

では、本件につきましては、先ほどから事務局の御説明にもありましたように、定期的には御報告をいただきながら今後検討していくことにしたいと思います。

そのほか、特になければ、報告事項についてはこれで議論を終了させていただきます。

あと「その他」ですけれども、何かございますでしょうか。高橋委員。

○高橋特別委員 議題が戻って申し訳ないのですが、資料6-2の第5の中に海外の合弁事業のことが記載をされております。ここに記載のとおり、重要な政策の1つであることは認識をいたしております。ただ、ややもすると、合弁事業によって、FOC、ないしはIUU漁船を創出するということが非常に懸念をされる状況にあります。特に我が国は漁業の先進国でもありますし、世界的な流れとしても、国際的な会議の中でも、すべて FOC、それから、IUU 漁船の撲滅ということですから、そういう観点から言って、日本の漁業者、漁業会社がそういうものに関与することのないように、最後に記載のとおり、情報の提供をきちんとしていただければと思います。意見として申し上げておきます。

以上です。

○山川分科会長 これは御意見として承ったということでしょうか。

ほかに、その他、ございますでしょうか。

では、本日の議事はこれで終了ということですのでけれども、次回の資源管理分科会の日程につきましては、3月13日の午後3時に開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほど来、5月に開催という、それに関して次回のという言い方をしておりましたけれども、5月のものは次々回ということですのでよろしいですね。では、次回につきましては、3月13日午後3時に開催ということで、よろしく願いいたします。

では、本日予定をしておりました議事については終了させていただきます。これをもちまして本日の「資源管理分科会」を終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。